

いしいケア・クリニック運営規程 (通所リハビリテーション)

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人新生会が開設するいしいケア・クリニック（以下「事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 事業の実施に当っては、地域との結び付きを重視し、行政・地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・他の指定居宅サービス事業者及びその他の保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めるものとする。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づくガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 いしいケア・クリニック
- (2) 開設年月日 平成27年7月1日
- (3) 所在地 岩国市麻里布町3丁目5-5
- (4) 電話番号 0827-29-3306 FAX番号 0827-29-3307
- (5) 管理者名 原田 唯成
- (6) 介護保険指定番号 通所リハビリテーション(3510812716号)

(従業者の職種、員数)

第5条 事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、予防給付と兼務する。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人
(3) 看護職員	1人
(4) 介護職員	7人
(5) 支援相談員	2人
(6) <u>理学療法士</u>	3人

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士等は、医師や看護職員等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 月曜日から土曜日までとする。祝祭日も営業する。
但し、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
- (2) 営業日の午前8時から午後5時までを営業時間とする。
通常のサービス提供時間は、(1単位) 午前9時00分から午後12時00分までとする。
(2単位) 午後13時00分から午後16時00分までとする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、30人とする。(予防給付含む)

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 1 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションマネジメントを実施する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、短期集中リハビリテーションを実施します。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部（本人負担分に応じた）として、厚生労働大臣が定める当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から、当施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- (2) 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額を、指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と同額とする。
- (3) 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、別に定める料金表により支払いを利用者より受けるものとする。
- (4) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎については、通常事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり35円の交通費の支払いを利用者より受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

岩国市（但し、玖珂町、北河内、南河内、由宇町、灘、通津、本郷町、周東町、錦町、美川町、美和町及び離島を除く）、和木町

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・火気の取扱いは、禁止。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、必要最低限とする。
- ・金銭・貴重品の管理は、必要最低限とする。
- ・介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時は可。
- ・ペットの持ち込みは、禁止。
- ・「営利行為、特定の政治活動、宗教活動」は、禁止。
- ・他利用者・職員への迷惑行為（ハラスメント等）は禁止。
- ・飲食物の持ち込みは禁止。
- ・利用者同士、又は利用者・職員間での物のやりとりは禁止。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法を順守した上で、非常災害対策として次に掲げる事項を行います。

- ・営業時間中に災害の発生した場合には、利用者の安全確保に必要な措置をとる。
- ・事業所より退避する必要のあるときは岩国市の定める避難場所に避難する。
- ・事業所は、消防法を遵守した上で、非常災害に際して必要な消防計画の作成、関係機関への通報及び連携体制を整備し、避難、救出、消火、通報訓練等を実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人新生会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、入職の際及び毎年2回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条

- (1) 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水についても、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は感染症等に関する知識習得を行う。
- (2) 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、感染症の従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第20条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(サービス提供の記録期間)

第 21 条 通所リハビリの実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供終了の日から 5 年間保存する。また、ご利用者もしくはご家族等の請求に基づいて閲覧することができ、その複写物を交付する。

(身体拘束について)

第 22 条 ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又はその他利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、記録を記載するなど必要な手続きにより、身体を拘束する場合がある。

(秘密保持)

第 23 条 事業所は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならない。但し、次の各号についての情報提供については、契約時に利用者及びその家族から別途同意を得るものとする。

- ① 介護保険サービス利用のためのサービス担当者会議等市町村、居宅支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への情報提供。
 - ② 介護保険サービスの質向上のため学会、研究会での事例研究発表。尚、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用すること。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いをする。
- 3 職員が退職後も守秘義務を遵守する様必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第 24 条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。重要事項説明書をご覧ください。
- 3 事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 その他運営に関する重要事項は、主として次の事項等とする。

- 1 事業所は、通所リハビリの全職員の資的向上を図るために研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人新生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成27年 7月 1日より施行する。
この運営規程は、平成27年 8月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成28年 4月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成29年 6月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成30年 4月 1日より改訂する。
この運営規程は、令和1年 10月 1日より改訂する。
この運営規程は、令和3年 4月 1日より改訂する。
この運営規程は、令和4年 3月 1日より改訂する。
この運営規程は、令和4年 7月 1日より改訂する。
この運営規程は、令和5年 4月 1日より改訂する。
この運営規程は、令和6年 4月 1日より改訂する。
この運営規定は、令和6年 6月 1日より改定する。
この運営規定は、令和6年 10月 1日より改訂する。
この運営規定は、令和7年 1月 1日より改訂する。

(2) その他の料金

①食費（1食）	670円
②利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用通常事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり35円	
③おむつ代	
・尿パッド	40円
・シートタイプ	55円
・タイプM	180円
・タイプL	195円